別表六(二)の記載要領等第１号中「特別控除)」の次に「又は所得税法等の一部を改正する法律（平成26年法律第10号）第10条の規定による改正前の租税特別措置法（第４号において「平成26年旧措置法」という。)第42条の４第９項第１号（試験研究費の増加額に係る法人税額の特別控除)」を加え、同第11号中「「当期税額控除可能額((8)の金額又は(16)の金額)(17)」」を「「当期税額控除可能額((11)の金額又は(19)の金額)(20)」」に改め、「第42条の４第９項第１号」の次に「又は平成26年旧措置法第42条の４第９項第１号」を加え、「「又は(16)の金額」」を「「又は(19)の金額」」に、「同項第２号」を「租税特別措置法第42条の４第９項第２号」に、「「(8)の金額又は」」を「「(11)の金額又は」」に改め、同号を同第四号とし、同第１号の次に次の１号を加える。

2	「増加試験研究費割合 (5)/(3)」	(6) 及び「(6)＜30％の場合 (6)」	(8)」

の各欄は、平成26年４月１日前に開始した事業年度にあつては、記載を要しない。

3	「試験研究費の増加額に係る税額控除限度額 (5)×(5/100、(7)又は(8) 5/100)の場合は０)」	(9)

の欄は、平成26年４月１日以後に開始する事業年度にあつては「5/100、」を消し、同日前に開始した事業年度にあつては「、(7)又は(8)」及び「((5)≦((3)×」を消すこと。

別表六(三)の記載要領等第11号中「第42条の４第９項第１号」の次に「又は所得税法等の一部を改正する法律（平成26年法律第10号)第10条の規定による改正前の租税特別措置法第42条の４第９項第１号(試験研究費の増加額に係る法人税額の特別控除)」を加える。

別表六(十)の表中

法人税額超過構成額(別表六(二十三)「28の②」)
当期分の特別控除額 (15)－(16)

を

法人税額超過構成額(別表六(二十四)「33の②」)
当期税額控除額 (15)－(16)

に、

法人税額超過構成額(別表六(二十三)「27の②」)

を

法人税額超過構成額(別表六(二十四)「32の②」)

に改め、同表の記載要領等第四号中「附則第63条」を「附則第63条第１項」に、「別表六(二十三)又は別表六(二十三)付表」を「別表六(二十四)又は別表六(二十四)付表」に改める。

別表六(十一)の表中

法人税額超過構成額(別表六(二十三)「13の②」)
当期分の特別控除額 (15)－(16)

を

法人税額超過構成額(別表六(二十四)「14の②」)
当期税額控除額 (15)－(16)

に、

法人税額超過構成額(別表六(二十三)「12の②」)

を

法人税額超過構成額(別表六(二十四)「13の②」)

に改め、同表の記載要領等第１号中「特別控除)、」の次に「所得税法等の一部を改正する法律（平成26年法律第10号）第10条の規定による改正前の租税特別措置法第42条の５第２項若しくは第３項（エネルギー環境負荷低減推進設備等を取得した場合の法人税額の特別控除)、」を加え、同第11号中「第27条の５第９項」を「第27条の５第８項」に改め、同第四号中「別表六(二十三)又は別表六(二十三)付表」を「別表六(二十四)又は別表六(二十四)付表」に改める。